

債権の放棄について（水道料金、水道開栓手数料）

令和5年（2023年）9月13日

上下水道局 経営企画課

1 放棄した債権

今回、柏崎市債権管理条例（平成31年条例第5号）（以下「条例」という。）に則り、債権を放棄し議会報告した案件は、私法上の契約に基づく、私債権である水道料金、水道開栓手数料であり、時効期間を経過した平成11（1999）年度分からの債権です。

過去には、公債権として取り扱っていたため、時効により債権が消滅していましたが、平成15（2003）年10月10日の最高裁決定により、水道料金は、私法上の債権であることが確定しました。これにより、平成16（2004）年度から私債権の取扱いとなり、時効期間が経過しても債権が消滅しないこととなったため、条例に則り放棄したものです。

2 放棄した債権内容（令和5（2023）年7月21日放棄）

（1）放棄した債権額及び件数

債権の名称	放棄した債権額	放棄した債権の件数
水道料金	11,824,981円	6,373件
水道開栓手数料	188,000円	188件
計	12,012,981円	6,561件

（2）放棄した債権額の内訳

債権の名称	債務者の種別	債務者数	割合	放棄した債権の額（円）	割合	放棄した債権の件数	割合
水道料金	法人	103	6.1%	1,302,837	11.0%	491	7.7%
	個人	1,579	93.9%	10,522,144	89.0%	5,882	92.3%
計		1,682	100.0%	11,824,981	100.0%	6,373	100.0%
水道開栓手数料	法人	7	3.7%	7,000	3.7%	7	3.7%
	個人	181	96.3%	181,000	96.3%	181	96.3%
計		188	100.0%	188,000	100.0%	188	100.0%

注）水道開栓手数料の「債務者数」は、水道料金の債務者数と全て重複している。

注）「放棄した債権の件数」は、1調定件数毎であるため、1債務者で複数の件数あり。

※裏面に続く

(3) 放棄した債権の理由

法人+個人 (総計)			
移転未収	件数	6, 177件 (94.2%)	債権額 10, 616, 822円 (88.4%)
本人死亡	件数	171件 (2.6%)	債権額 611, 218円 (5.1%)
倒産	件数	107件 (1.6%)	債権額 411, 050円 (3.4%)
自己破産	件数	106件 (1.6%)	債権額 373, 891円 (3.1%)
	計	6, 561件 (100.0%)	計 12, 012, 981円 (100.0%)